

ほくしんローンカード規定

1. (カードの発行)

カードローンカード（以下「ローンカード」という。）は、カードローン契約（以下「ローン契約」という）に基づいて北央信用組合（以下「当組合」という。）が発行するものとします。なお、ローンカードの代理人カードは発行できません。

2. (カードの利用)

- (1) ローンカードは当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動支払機（現金自動預金支払機を含む。以下「支払機」という。）を利用してカードローンの貸越を受ける場合（以下貸越を受けることを単に「払戻」という。）に使用することができます。
- (2) 当組合および当組合がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「提携先」という。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含む。以下「預金機」という。）を使用してカードローン口座に返済することができます。
- (3) 当組合および当組合がオンライン自動振込機（振込を行うことができる支払機を含む。以下「振込機」という。）を使用して振込資金を預金口座からの振替により払戻し、振込の依頼をすることができます。
- (4) ローンカードの利用は、当組合および提携先所定の時間帯に限り利用することができます。

3. (預金機によるカードローンの返済)

- (1) 預金機を使用してカードローンに返済する場合には、預金機の画面表示等の操作手順にしたがって、預金機にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 預金機による返済は、預金機の種類により当組合または提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、1回あたりの返済は、当組合および提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。ただし、提携先利用の場合、貸越残高以上の返済はできません。

4. (支払機による払戻)

- (1) 支払機を利用して払戻すときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をボタンにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による払戻金額は当組合または提携金融機関が定めた範囲内とします。

5. (振込機による振込)

振込機（振込機能を有する預金機、支払機を含みます。）を使用してカードローンの貸越により、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順にしたがって、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他所定の事項を正確に入力してください。

6. (自動機利用手数料等)

- (1) 預金機、支払機、振込機を使用してカードローンの返済、払戻、振込をする場合には、当組合および提携金融機関所定の預金機、支払機、振込機の利用に関する手数料（以下「自動機利用手数料」という。）をいただきます。
- (2) 自動機利用手数料は、カードローンから自動的に引落します。この場合、貸越金額（振込金額と振込手数料を含む。）と自動機利用手数料の合計額が貸越を受ける金額を超えるときは払戻できません。

7. (預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により預金機、支払機、振込機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が定めた金額を限度として当組合本支店の窓口でローンカードにより払戻することができます。なお、提携先の窓口では、この取扱はしません。
- (2) 本項（1）による払戻を受ける場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額等を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。また、振込の場合は、振込依頼書も提出してください。

8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) ローンカードを紛失したときまたは氏名、住所、その他届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって届出てください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) ローンカードを紛失した場合のローンカードの再発行は当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

9. (暗証番号等)

- (1) 支払機によりローンカードを確認し、支払機操作の際使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、払戻した場合には、ローンカードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) 窓口においてローンカードを確認し、払戻請求書に記載された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認のうえ、払戻した場合も本項と同様とします。

10. (解約等)

- (1) カードローン契約を解約する場合には、ローンカードを当組合に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当組合がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにローンカードを当組合に返却してください。

11. (ローンカードの所有権、譲渡・質入れの禁止)

- (1) ローンカードの所有権は、当組合に帰属するものとし、本人にローンカードを貸与するものとし、
- (2) ローンカードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしてはならず、また、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

12. (規定の適用)

この規定に定めがある事項はこの規定の定めが適用され、この規定に定めのない事項については、当組合普通預金規定または総合口座取引規定および貯蓄預金規定のほか関連する規定が適用されるものとし、

15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとし、
- (2) 本項(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、

以上
(令和2年4月)